

平成16年1月30日(金)
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会
第14回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第14回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成16年1月30日 午後2時00分

閉会 平成16年1月30日 午後3時11分

2. 出席した委員の氏名

委員 小林嗣宜 桜本和美 菅原 昭 福島哲男

三鬼楠好 山下東子

特別委員 石黒勝三郎 蟹 忠男 熊谷拓治 佐々木護

寿崎洋一 高橋健二 中田邦彦 藤井 浩

本川廣義 保田綱男 山田邦雄 吉岡修一

來田仁成

3. 水産庁側出席者

弓削次長 竹谷資源管理部長 五十嵐漁政課長 須藤企画課長

高柳管理課長 重沿岸沖合課長 井貫研究指導課長 小松漁場資源課長

長尾栽培養殖課長 佐藤資源管理推進室長 木實谷消費・安全局魚類安全室長

4. 諮問事項

諮問第53号 平成16年度の溯河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

諮問第54号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第55号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について

諮問第56号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

て

初めに、前回の分科会を開催しました後、ことし1月13日付で水産庁幹部に異動がございました。御紹介をさせていただきます。

まず、次長の弓削でございます。

資源管理部長・竹谷でございます。

沿岸沖合課長・重でございます。

私の左手になりますが、研究指導課長・井貫でございます。

裁培養殖課長・長尾でございます。

よろしく願い申し上げます。

委員の御出席の状況でございますが、水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数になっております。本日は、ただいままでのところ、委員8名のうち5名の方が御出席でございます。また、小林委員も御出席になるというふうに御連絡をいただいておりますので、定足数を満たしております。資源管理分科会成立ということでございます。

続きまして、お手元の配付資料を御確認いただきたいと思います。

まず議事次第が1枚ございます。その次に資料の一覧が1枚ございます。資料1が委員の名簿、1枚紙でございます。資料2は、戒名が長くなっておりますけれども、諮問第53号に関するものでございます。資料3は諮問第54号に関するもの、枝番が3-1、その次のページが3-2。3-1、3-2ととじてあろうかと思えます。資料4が諮問第55号に関するもの、枝番が4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6までとじてあろうかと思えます。御確認いただければと思います。続きまして、資料5が諮問第56号に関するものでございます。これは枝番はございません。資料6、コイヘルペスウイルス病についてという資料が最後でございます。

何か不都合がありましたら、お申し出いただきたいと思えます。

以後の進行は分科会長にお願いいたします。よろしくどうぞ。

山下分科会長 皆さん、きょうもお忙しいところをお集まりいただいて、ありがとうございました。

早速、議事に入りたいと思えます。

諮問第53号 平成16年度の遡河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために
独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ
化放流に関する計画について

山下分科会長 きょうは諮問事項が四つございますけれども、その第1番目ですね、諮問第53号の平成16年度の遡河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画についてと、確かに長い表題ですが、これについて説明をお願いいたします。

長尾裁培養殖課長 裁培養殖課長でございます。資料2に基づいて御説明申し上げたいと思えます。

まず諮問文を読み上げます。

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 亀井 善之

平成16年度の遡河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第53号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

1枚めくっていただいて、次のページをごらんいただきたいと思います。こちらからが諮問ということで、1ページからページが打ってございます。

下の方の説明のところに書いてありますが、この計画案については、農林水産大臣が水産資源保護法の規定に基づき独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流について、河川及び放流数を定めようとするものであります。

ページをめくっていただきますと、2ページということで全体の総括表がございまして、さけ、からふとます、さくらます、べにざけについて、放流水系数、放流施設数、放流予定数を記述しております。括弧内が前年度で、その下に記載している数値が16年度の計画でございまして。

内容としましては、さけについては1億7920万尾ということで、前年度より1610万尾減少しております。現在、さけ・ます資源管理センターの事業所のうち相当部分を民間に移管しております。16年度につきましては事業所2カ所、1610万尾分を移管することとしております。したがって、その分の減少ということでございまして。この放流分については、民間のふ化場で放流するというので、北海道全体のしろざけの放流数は変更されないということとなっております。

次に、からふとますにつきましては、前年同様の720万尾でございまして。

次に、さくらますとべにざけについてですが、さくらますは前年度より37万尾の減、351万尾、べにざけにつきましては8万3000尾の増加で24万尾となっております。これらにつきましては、親魚の遡上状況による増減でございまして。

以上が総括表で、16年度につきましては19水系で17施設を用いて、全体で1億9015万尾を放流するという計画でございまして。

次の3ページがそれぞれの水系別、魚種別の計画でございまして。これについては、内容の説明は省略させていただきたいと思っております。

以上が諮問の内容でございまして、4ページ以降、参考資料となっております。5ページに、さけ・ます資源管理センターの放流計画分を含む全国の都道府県別の放流計画を示しております。左の欄が道県でございまして。北海道から石川まで、次にさけ、からふとます、さくらます、べにざけという種別となっております。

さけについては若干の減少ですが、ほとんど前年度と同様で、18億強、からふとますについては昨年と同様、さくらますについては増加、べにざけについては、さけ・ます資源管理センターだけで実施しておりますが、増加ということで、全魚種合計で、16年度計画では19億5849万5000尾を放流するという計画でございまして。

また1枚めくっていただいて、6ページがさけ・ます人工ふ化放流事業全体の概要でございまして。左上の表がさけとなっております。近年は18億尾程度の放流をしております。

さけにつきましては、主体となる分は4年後に戻ってくるということで、その横に4年後の沿岸の来遊数、回帰率を記載しております。11、12年度と4800万、4400万程度と減少していましたが、最近では14年、15年と、ごらんいただくように、15年度には7332万尾ということで回復してきております。

次に、さくらますについて放流数を記載してございます。40年代は500万程度の放流でしたが、徐々に増えてまいりまして、最近では1500万程度の放流数で推移しております。

次に、からふとますについては、1年ごとに豊漁年、不漁年という傾向がございますが、最近では偶数年が豊漁、奇数年が不漁傾向が見られております。15年度は奇数年ということで不漁年に当たりますが、1200万尾近くということで、多くの来遊が見られております。

最後に、7ページでございます。道県別のさけの来遊数、放流及び回帰率の推移を記載しております。一番上の沿岸来遊数につきまして、15年は7300万という数字となっておりますが、道県別で見ますと、北海道で約6000万尾と過去最高の来遊となっているのがその大きな要因ということでございます。

以上、雑駁でございますが、御説明をいたしました。

なお、さけ・ます資源管理センターについては独立行政法人ということで、各年度ごとに年度計画を農林水産大臣に届け出ることとなっております。本日、同意をいただきますと、その内容で16年度計画を作成することとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、諮問第53号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 そのように決定いたします。

諮問第54号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次に、諮問第54号の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について、説明をお願いいたします。

高柳管理課長 管理課長の高柳と申します。よろしくお願いいたします。

まず諮問文を読ませていただきます。資料3-1でございます。

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 亀井 善之

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について
(諮問第54号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 15 年 12 月 4 日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

具体的内容は、今回は今年度のずわいがににつきまして総量枠の変更と留保枠の配分ということでございます。

めくっていただきまして、資料 3 - 2 以下に、それに関する基本計画の変更案を新旧対照表で示しております。総括表が最後のページに載っておりますので、恐縮ですが、最後のページ、資料 3 参考と肩に付した 1 枚紙で御説明したいと思います。

平成 15 年度、これは昨年 7 月から今年 6 月が漁期でございまして、現在、期間的にはシーズンほぼ半ばという状況でございます。この期間的に半ばの段階におきまして、ずわいがににつきまして資源量の見直し、評価の見直しを行ったことを踏まえまして、TAC ににつきまして変更したいという内容でございます。

総量でございますけれども、現在は 6455 トンになっております。この TAC、漁獲可能量を変更いたしまして、150 トンふやして 6605 トンにしたいということでございます。これを今回、ふやしたいと申しますのは、現在、見直した結果によりますれば、資源量が増加傾向にあるということでございます。海域によっては、かなり増加している面があるわけでございます。

それを踏まえまして、また生物学的に許容される漁獲量と言っています ABC でございますけれども、この ABC につきましても増加するというふうに見直しがされております。今回は、これを踏まえまして増加をしたいということでございます。

配分でございますけれども、大変わかりにくい表になって申しわけないのですが、こういった枠自体の増加と、あらかじめとってあった留保枠の配分、二つの内容が実はここに書いてあります。

まず、大臣管理分でございます。沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業でございます。現在、4482 トンとなっておりますのを、439 トンふやしたいということでございます。139 トン、うち総量追加分とありますけれども、全体枠で 150 トンをふやしまして、そのうちとして 139 トン、ここに回したいということでございます。ふやす残りの 300 トン、439 引く 139 の 300 トンとあるわけでございますけれども、この 300 トンは、ここに書いていないんですが、留保枠から配分するということでございます。

資料が大変わかりづらくなって申しわけないのですが、300 トンは留保枠から回す。この分につきましては、300 トン、あらかじめ枠があったんですけれども、それを回したいということでございます。

海域別には、五つの海域において評価、管理をやっているわけでございますけれども、A 海域と通常言っております西部日本海海域につきまして、2895 トンとなっているのを 400 トンふやすということでございます。同じように、純増分が 100 でございます。差額の 300 というのが留保枠からの配分でございます。また、E 海域、北部太平洋と言っておりますけれども、これは純

増だけでございますけれども、純増だけで39トン追加いたしまして、193トンにしたいということでございます。

以上が大臣管理分で、下に知事管理分といたしまして、北海道につきましては配分を変えたいということでございます。87トンと165トンにしたい。78トン追加するわけでございます。純増分は、このうち10トンでございます。差額の68トンは、留保枠から配分したいということでございます。

留保枠につきましては、外国枠との関係がありまして、外国枠は表に出せないという状況にある中で、留保枠について、必ずしも数字を全部が全部明らかにできない部分があるという関係で、こういった見づらい表になっていることを御了解、お願いできればと思っております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

山下分科会長 ただいまの説明でございますが、何か御質問、御意見、ございませんでしょうか。

ちょうど漁期半ばのところ、資源量がよかったです、上方修正というお話でございます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、諮問第54号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第55号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について

山下分科会長 次に、諮問第55号の海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について、説明をお願いいたします。

重沿岸沖合課長 沿岸沖合課長の重でございます。御説明申し上げます。

資料4でございます。まず読み上げさせていただきます。

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 亀井 善之

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について（諮問第55号）

海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第12条第1項の規定に基づき、別添のとおり海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令を制定したいので、同条第5項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

1枚、おめくりいただきたいと思えます。基本的に、今回の改正内容は市町村合併の進捗に伴います市町村名の変更に伴うものでございます。概要につきまして御説明申し上げます。

1でございますが、そもそも指定海域制度はどういうことかということでございます。海洋水産資源開発促進法の中に、海洋の地形等の自然条件がすぐれているため、漁場として効用が高い、漁

業生産において重要な位置を占める海域といったものにつきまして、政令で指定しております。これを指定海域と称しております。

この指定海域におきまして、漁場としての効用を低下させ、または喪失させるおそれがある海底の掘削等の政令で指定する行為、これにつきましては特定行為としておりますが、こういう行為を行おうとしている者につきましては、都道府県知事または農林水産大臣へ届出をするという仕組みになってございます。また、この内容につきましては、都道府県知事または農水大臣につきましては、必要な場合については勧告をすることができるという仕組みになってございます。

改正の趣旨、2でございますが、先ほど申し上げましたとおり、市町村合併の進捗に伴いまして、市とか郡名が変更されることとなりますので、それに伴う改正ということでございます。この施行令の中の、別表において、その水域の指定海域の、海域の指定を行っております。その中に市町村の名前が出てくるということでございます。

恐れ入りますが、4の資料の最後のところ、資料4 - 6をお開きいただきたいと思います。最後のところに指定海域の概要図ということでお示ししております。全国、日本周辺水域31水域あるわけですが、今回の改正にかかわる水域は、12、19、26のそれぞれの海域にかかわるものがございます。

また、先ほどのペーパーにお戻りいただきたいと思います。この所要の市・郡名を改める等の改正ということでございますが、これの変更する市・郡名等につきましては、5枚ほど当初からめくっていただきまして、別表の現行と改正案の比較表がございますので、資料4 - 4をお開きいただきたいと思います。

下の方が現行で、上の方が改正案になってございます。その棒線を引いてあるところでございます。静岡県の清水市が上の方の静岡市に、並びに静岡県榛原郡の郡が上の御前崎市に、さらに2枚めくっていただきまして、4 - 3でございますが、下の長崎県の上県郡並びに同県下県郡が上の対馬市に、さらに長崎県壱岐郡が壱岐市に、さらに1枚めくっていただきまして4 - 4、京都府竹野郡が同府京丹後市にといった変更に伴うものでございます。

また、最初から2枚目のページにお戻りいただきまして、3の施行期日でございます。この市名、郡名等を改める等の改正に伴います施行につきましては、それぞれ合併等の期日により3段階に分かれております。既に合併を行って変更になっております清水市につきましては、この政令が施行された公布の日から即施行ということで、残りのものにつきましては3月1日の施行、さらに4月1日で合併を予定しております御前崎市と京丹後市につきましては4月1日付からといった3段階に分けての施行という形になっております。

御説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 よろしゅうございますか。

それでは、諮問第55号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

省令について

山下分科会長 次に、諮問第56号の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について、説明をお願いいたします。

須藤企画課長 企画課長の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

早速、諮問第56号につきまして、読み上げさせていただきます。資料5でございます。

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 亀井 善之

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令につきまして（諮問第56号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第5項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

でございます。

内容につきましては、先ほどの諮問第55号と全く同じ内容でございます。つまり、市町村合併が進展するというに伴いまして、名前が変わっているのが随分ございまして、その洗い直しの作業をこの省令についてもやったということでございます。市町村の名前を変えるところ、灯台の場所が変更になったところは、緯度、経度で書くといったこと。

あわせて、どうせ名前を変えるということもありましたので、全部洗い直しをしましたところ、外国の国名表記も変わっていたところもありましたので、こういった極めて事務的な変更は一緒くたにやっちゃいましょうということで、省令の整備を行うというものでございます。

施行の期日につきましても、先ほどの55号と全く同じでございます。市町村の合併の日がそれぞれ違いますので、当該部分について、それぞれあわせた日に施行するというふうに予定してございます。

なお、かような極めて事務的な改正だけございましたので、今まであった字句の誤り、だれが見てもはっきり誤りだと、つまり第18条と書くべきところが第19条になっているとか、だれが見てもわかる誤りを、この際だから一緒くたに中に盛り込ませて、改正させておりますが、いずれも事務的な修正をしたというだけでありまして、内容の変更を伴っているものではございません。

以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

分厚い資料だったので、長い説明があるかと思ったんですが、早く説明を終えていただきました。ただいまの説明について、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

福島委員。

福島委員 これは、既に合併が決定して、まだその期日には至っていないというものもあるわけですね。

須藤企画課長 もちろんございます。

福島委員 途中で壊れるということはないですね。

最近、私の方の地域では、話し合いがうまくいって、途中で離縁したというのがあるものですから、その辺は.....。

須藤企画課長 それぞれ確実であるというもので、合併するものを掲げているものだというふうに整理しておりますので、まさに決まっているのが壊れるというものについて、それがあるとは私もは考えてないんですが、その不確実性があるものが含まれないように、4月1日に合併されるということを知っているものまで整理したということでございます。

福島委員 そうですか。わかりました。結構です。

山下分科会長 ほかにはいかがですか。 よろしゅうございますか。

それでは、諮問第56号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

コイヘルペスウイルス病について

山下分科会長 これで諮問事項が終わりまして、次は報告事項なんですが、報告事項、コイヘルペスウイルス病についてということで説明をお願いいたします。

長尾裁培養殖課長 裁培養殖課長でございます。

報告事項として、コイヘルペスウイルス病について説明させていただきます。資料6をごらんいただきたいと思っております。

コイヘルペスウイルス病というのは、最近明らかになったKHVと呼ばれるウイルスによるコイ特有の病気です。コイ以外の魚は感染せず、人に感染することもないため、仮に感染したコイの肉を摂取しても人体に影響はありません。これまでイスラエル、英国、ドイツ、オランダ、ベルギー、米国、インドネシア等で発生していましたが、我が国での発生はありませんでした。昨年6月には、持続的養殖生産確保法の特定疾病に指定いたしまして、発生した場合には同法に基づくまん延防止措置（移動制限、焼却等）の対象となっております。

こうした病気でございますが、2月にこれまでの経緯を整理しております。昨年10月中旬ごろから茨城県の霞ヶ浦においてコイの大量死が見られました。このため、県の試験場及び水産総合研究センター養殖研究所においていろいろと検査を行ってきたところ、コイヘルペスウイルスの反応が見られました。

このため11月1日には農林水産省と茨城県が現地調査を行いまして、コイヘルペスウイルス病の可能性が高いと判断されるに至ったので、11月2日に、その旨の発表を行い、茨城県においてコイの養殖業者に対し、活魚及び生鮮魚の出荷の自粛を要請したところであります。また、各都道府県に対し、KHVの早期発見と発見した場合のまん延防止の的確な実施を求めています。

これまでのところ、1月26日現在でございますが、23都府県でKHVに感染した魚が発見され、出荷の停止、自粛、焼却処分等、所要のまん延防止措置が取られております。1月20日からは茨城県において霞ヶ浦・北浦産のコイの処分が開始されているところでございます。

この間、専門家による技術検討会を開催いたしまして、KHVの確定診断及び今後のまん延防止の措置にかかる助言をいただいております。こうした助言を受けながら、全都道府県、国や研究機関等が一体となってKHVのまん延防止に取り組むこととしております。

この技術検討会の助言につきましては、1枚めくっていただきまして、2ページに概要がございます。特に、中ほどの3.の(2)でございます。今後、再び春以降に水温が上がってくるということで、水温上昇期に備えまして、水域や地域別の状況に応じた対応に全力を尽くしたいと考えております。また、ワクチン開発等のKHV対策に対する研究開発も鋭意進めてまいりたいと考えております。

3枚目には、コイの漁業及び養殖の概要という状況を取りまとめております。コイは古来から大変栄養価の高い食品として地域の食文化を形成しておりますし、また観賞用としても広く親しまれております。このような貴重なコイを守るために、まん延防止及び防疫対策にかかるいろいろな対策や調査研究を全力で進めたいと考えております。

以上、KHVに関する状況を御報告いたしました。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

来田委員。

来田特別委員 コイに関しましては、遊漁の対象としての切口も非常に大きなものがあるんですが、昨年秋のコイヘルペス発生時期、各地方での対応、これはやむを得ないことではあると思いますが、コイが大量死しておるといふ報告を受けまして、県に御報告いたしましたが、なかなか対応してもらえない。つまり、地方自治体で焼却場所がなかったり、ビニール袋がすぐに手に入らなかったりということが相次いだんです。

ことしの5月、6月あたりから、新しいものが見つかる可能性というのは多いわけですが、そういった場合、とにかく早期に死んだコイをどうやって引き上げるかというマニュアルを、既にお考えだろうとは思いますが、できるだけ具体的に公表して、どういうふうにすればいいかということをお知らせいただけたらと思うんです。

山下分科会長 何か、よろしゅうございますか、お答え方。

長尾裁培養殖課長 今回の質問について、魚類安全室長がまいっておりますので、そちらからお答えさせていただきたいと思えます。

木實谷魚類安全室長 昨年11月から、我が国でこの病気が初めて出たということで、御指摘ありましたように、最初、都道府県の方でも対処について若干戸惑い等はあったのかなというふうに思っております。

ただ、既に現在では検査の方法、それから、養殖研でも所要の研修等も行いまして、各都道府県でそれぞれ早期発見して処分等の対応ができるというふうになっていると理解しているところでございます。

また、各都道府県から具体的な問題について相談があった場合には、我々も適宜対処してまいりたいと思っております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

そ の 他

山下分科会長 ほかにはいかがでございましょうか。

菅原委員。

菅原委員 最近の日本の漁業のことをいろいろ考えていると、大変心配な点が幾つかあるわけで

す。私どもの縁が比較的近いところで考えると、漁業就業者が急ピッチに、急速に減っているという、この状況をどういうふうにとらえればいいのかというのが非常に心配な点であります。一ころは7000人、8000人ペースの年が何年かあったわけですが、最近は年間1万人ぐらいのペースで就業者が減少している。

漁業経営をどう健全化するかということを考えたり、あるいは日本の漁業全体をどう活性化していくべきかということを考えるときには、基本の基本になる問題が突きつけられてきているのではないかと感じています。

私どもJFグループとしても、沿岸漁業なり、漁村の活性化をどう図っていくかということについて、及ばずながら、さまざまな内部の議論をしながら、ある種の政策提言を政府にもお願いしてこうという気持ちで準備しているわけでありまして。

それとは別に、それと深くかかわると思うんですが、就業者がいなくなるということは、漁村に存在する就業者がとるべき魚がどんどん減っていているのではないかと。これまたいろんな側面を持っていると思いますので単純にはいえないと思いますが、やはり漁村にいる漁業者がとるべき魚をきちんと復活させていくという大きい政策がどうしても必要ではないかというふうにも考えるわけでありまして。

そのために資源回復計画だとか、資源管理のさまざまな努力もなされているわけでありまして、もう少し前向きに、沿岸に近いところの海が資源の宝庫に向かっていけるような政策を、単発ではなしに、幾つか複数の政策を打っていかねばいけないんじゃないかと考えるわけでありまして。

その中で、一つの例示として、藻場、干潟の問題は既に幾つも議論されているわけですが、新しい発想に立って、昆布などの大型の藻類を中心にする藻場の大規模造成、海中人工林を大規模につくっていくという大きい政策の柱を立てて、魚がすめる環境づくりに全力で取り組んでいく必要があるのではないかと。そうすることによって資源の底上げを図りながら、そこで生活する就業者が健全な経営のもとで存在できるような、両面からのアプローチがどうしても要するという思いが強くしているわけです。

そういう政策を積み上げていく以外に、水産基本計画の中でうたわれている自給率を65%まで持っていくという国としての大きい政策が本当に達成する道が具体的にどうあるのかということも全国の漁業者は非常に心配もしているし、なかなか展望が見られないという気持ちしておりますので、せっかくなら進めていただいている基本計画を確実に実行していくための一つの工程あるいはプロセスとして、今申し上げたような豊かな海を本気になってつくっていく政策を国として取り組んでいくことを御検討いただきたい。

そうは申し上げても、具体的にはいろんな問題が出てくることだと思いますので、私ども一緒になって作業をしていくことにやぶさかではありませんので、本日の部会が適切かどうかというのは、私はよくわかりませんが、この機会を逃がすと、また何カ月かないとなるとつらいものですから、分科会長にお許しいただいて提案させていただきたいと思っております。

山下分科会長 菅原委員、ありがとうございます。

今のお話は、提案というか、質問というよりは、御意見と承りましたが、お返事を……、どなたかおられませんか。

弓削水産庁次長 ただいま菅原委員から、水産政策の大きな柱についての御提案がありました。まさしく我が国の水産業、資源があってこそその水産業であるということは我々も考え方は同じでございます。そういった意味で、資源管理型漁業を進め、資源回復計画を進め、つくり育てる漁業を

推進してきたわけでございます。そういったことを通じて、今もお話がありましたように、国民に安定的な食料を供給する水産業の健全な発展を目指すという基本法の目的を達成しようとしておるわけです。

そういった中で、菅原委員から海中の新しい大型藻類の人工林づくりといったものをもっと積極的に進めたらどうかという御提案もありましたけれども、そういったことも含めて、海の生産性をどうやったら上げていけるのか、生態系にも配慮しなければいけませんし、環境保護の問題もありますし、そういったことを含めて広い観点から我々も検討を進めて、とにかく日本の周辺の海を豊かな海にするという目的について、皆様方と協力してやっていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

山下分科会長 ほかには、コイヘルペスのことを含めて、その議題にかかわらず、今の菅原委員のようなお話でも結構ですが、何か御意見ございませんでしょうか。

佐々木委員。

佐々木特別委員 菅原委員から水産資源が今後、大変な事態になってくるという心配の話から政策展開の提案があったんですが、資源の問題とあわせて、漁業者が浜で一番悩んでおる問題は、魚価が簿価でふえるんですけれども、経営を完全に黒字維持する、安定するような魚価の体制が出てこない。長期にわたって非常に安く低迷をしておるという状況。それが上向いてくるような日本の流通体系にないということ。

ただ、末端消費ではそれほど下がっていないんじゃないかという意見もずうっと以前からあるわけなんですけれども、現実には天然の少ない資源でありながら、水産物としての価値観がそれに附随をしない。そういう状態が長期にわたって続いているという実態なんです。だから、資源とあわせて、漁業には夢がないということを端的に強く感じざるを得ないのが現状であると思うんです。

そういう意味でも、資源の問題も含めて、水産全般にわたって、これからの価格形成も含めた流通体系の改善等も考えながら、一つの方向づけをぜひ御検討いただきたいと、あわせて御意見がありましたので、こういうことを提言させていただきたいと思ひます。

山下分科会長 ありがとうございます。

どなたか、ございますか。

弓削水産庁次長 佐々木委員からも、そういった資源の問題だけでなく、魚価対策というもの... ..これも、もちろん我々も十分認識をしているつもりです。

ただ、これも皆様にわざわざ言うのも釈迦に説法のたくいで、最近の日本の経済の中で、特に食料について、右上がりに価格が伸びていくというのはなかなか達成ができない。どの食料産業もそういった面を抱えている。そういった中で、どうやってもうかる経営をやっていくかと、悩みが深いところでございます。

しかし、いつまでも手をこまねているわけにはまいりませんので、水産庁の中でも各種の政策検討のためのチームを立ち上げて、どういった手が打てるのかということを検討しておるところでございますので、そういったことも踏まえまして、新しい水産施策を打ち立てていきたいと思ひます。

山下分科会長 佐々木委員、よろしゅうございますか。

そのほかに、せっかくの機会ですので.....。

高橋特別委員、お願ひします。

高橋特別委員 私は、同じ漁業就業者の方で、船に乗っている乗組員の立場ということで検討願

いたいなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

大型さんま漁船に乗っておられる乗組員の雇用と後継者の育成についてということで御検討願いたいと思います。

御承知のとおり、40トン以上の大型さんまの沖合漁業につきましては、さけ・ます流し網漁船の裏作漁業ということで、まぐろはえなわ漁業とともに栄えてきたという一つの歴史的なものがあるわけですが、ここにきまして、平成4年以降、ロシアの200海里の、沖取り禁止になりましたので、200海里内のさけ・ますということでやってきたんですが、当初は88隻ぐらい出ました。昨年度は19隻というぐらいで、表のさけ・ますが動かなくなったということから、さんまが3カ月から3カ月半、ないしは長くて4カ月の操業で1年間の生活の糧ということで、年間収入をそれに託しているというのが現実でございます。

昨年度は魚価が非常に安くて、一昨年の水揚げの半分ということで、当然、乗組員の収入もそれに附随して半減ということになります。その中での生活ということで非常に四苦八苦をしている。そのほかの期間についてはアルバイトで生活を支えているというのが現状でございます。

こういう操業形態の中では、乗組員の雇用さえ満足ではなくて、後継者を育てるという環境に全くないんだという事情がありまして、非常に苦しい状況を迎えております。

そこで、16年度の予算の中で、農林水産物の輸出の促進に向けた操業的支援体制の確立ということで予算を取ったと思うんですが、これにあわせて、さんまは8月の中旬から解禁になっていきますが、これを前倒しですね、日本の200海里以外で操業できないのか、できれば5月前後からでも操業して、洋上で、すべて生ではなくて凍結とか何かをして海外の輸出に向けるような形で対応できないかということで、ひとつ検討していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

山下分科会長 大変厳しい状況だという説明と、新しい漁場についての要望が出たかと思えます。

重沿岸沖合課長 お答え申し上げます。

さんま漁業におきましては、今のお話にございましたように、8月から12月という操業期間、そして操業区域も北太平洋の水域が定められております。ただ、実際に主要な漁場は200海里の中及びロシア水域という中で操業しているわけでありまして。

今のお話にございましたような操業期間外もしくは200海里外といっても、基本的には今のさんまの指定漁業の許可の関係では全く同一の海域ということになりますので、基本的に新しい形態という形にはなるんですが、実際には今の許認可の制度の中では、隻数の関係では今の枠の中での問題でありますし、操業区域も一緒という中で、新たなものを生み出すということになります。現在のさんま漁業そのもののあり方、生い立ちというものが、いわゆる水揚げ、魚価、そういう全体的な漁業の経営全体も含めました中で現在のあり方が定まってきているという状況になっております。

今の委員の御指摘は多分、資源的にも、関係する今のさんま漁業を利用している資源、水域と違う水域で、なおかつ国内の漁場ではなくて、外国というところに限定してやれば、今のさんま漁業そのものの形態とは違う形であるから、そのところはそういう問題についてはクリアできるのではないかという、そういう意味での御提言だと思います。

今の御提言につきましては、確かに一つの考え方ではあると思います。ただ、実際に、例えばこれから先の魚価が安いといった状況につきましても、これはまさに日本国内だけの問題ではなくて、最近出てきておりますさんまの輸入とか、国際的な商品としての部分も昨今出ております。

一方、これからさんま漁業が現在の国内の需要とのバランスで魚価を維持していくためには、今後、一つ大きく検討していかなければいけないのが、今、お話ししました外国へ向けての輸出といったようなものをしていながら国内の魚価を維持するといったような、既存のさんま漁業のあり方の中でも、ここの部分の問題につきましては非常に大きく密接に関係してくるところでございますので、直ちにこれについて前向きな形なり具体的な検討ということは、この場で申し上げることはなかなか難しいんですが、既存のさんま漁業の中で、委員の御指摘のあったような問題につきましても、単に、新たなものをつくるという観点ではなくて、さんま漁業経営の安定のために輸出の問題とか200海里外の資源の利用とか、そういうものについてはどう考えるんだということをまず議論して、そういうものについて検討していくことが必要ではないかと思っております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

小林委員、先ほど手が挙がっていたので、お願いします。

小林委員 皆さん、いろいろ発言されて、この審議委員会とはちょっと別のことを言われたと思いますし、私もこの審議委員に選ばれて、都合4回、この資源管理分科会に参加させていただいたわけですが、審議の多くは漁業法や海洋生物資源の保存及び管理に関する法律ということでございますので、いずれも我々、そう深くするわけでもないし、適切に運営されていると思っております。

私も資材メーカーではございますけれども、長らく水産関係に携わってまいりましたので、この審議委員会というよりは、水産行政全体について具体的な命題を設けて、その思っているところを一遍聞いていただいて、諸先生方に御意見をいただくとかいうようなことで、水産政策全体にかかわる問題も、こういう審議委員会が適切かどうかわかりませんが、場面を与えていただければありがたいかと、かように考える次第であります。

委員長さん、ぜひお願いをしたい。

山下分科会長 今の小林委員の話は……。

弓削水産庁次長 委員からのせっきくの御提言でございますから、そういったことについては、本体の水産政策審議会の会長とも御相談しながら、今後、検討させていただきたいと思っております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

先ほど来田委員から手が挙がっていましたが、どうぞ。

来田特別委員 これもこの審議会でお話しすべきことなのかどうかよくわからないんですが、コイヘルペスとよく似た感じで、アユの冷水病問題があります。今のところ、日本じゅうのほとんどの内水面の漁業組合が大変危機的な状況にあると思うんです。

私ども遊漁者の非常に大きなウエートを占めておりますものなんですが、冷水病に関するこれから先の見通しというか、具体的な対策……。冷水病をとめるという研究は随分進んでおると思うんですが、ことしの初夏の放流に対して、これまでと違うどんな方策を打ち出すのかというところが、今のところ私ども遊漁者の方には見えてこないというのが現状でございます。

そこのところ、なるべく情報を遊漁者の方にお知らせいただいて、これから先の望みといたしますが、希望というものをもって内水面の漁業組合と一緒に、できるだけ対策というか、可能な方法を考えていきたいと思っております。これが一つ。

もう一つは、これも現在のテーマとは少し違うんです。沿岸の漁業、つまり自由漁業であります一本釣り漁業が資源の枯渇で成り立たなくなって、遊漁船業者になったという方が沿岸では非常に

多いわけです。ところが、ここ3、4年前からなんです、漁獲がさらに少なくなりまして、遊漁船すら成り立たなくなってきた。

遊漁船の乗船客を3年前と比べますと、約60%ぐらいに利用者が減っておると思うんです。それまでは回遊魚のあじ、さばを釣っておりましたが、これがほとんどだった。現実の問題として、このあじ、さばが回ってこなくなった。仕方なしに、例えばカサゴとかメバルとか、そういうふうな根魚を釣り始めた。もはやそれすら満足な成績にはならない。

もちろん遊漁者の方も尾数制限をしたり、いろんな試みをしようとしておりますけれども、沿岸のごく零細な一本釣りの方々と、我々しょっちゅう接触しておるわけです。こういう方々の現状を申し述べる機会がないままに、機会も存じ上げないままに、こういう席に出てこさせていただいたので、一応、現状報告と、これから先のいろんな施策を御考慮いただきたいということをお願いしておきたいと思います。

山下分科会長 ありがとうございます。

二つのお話がございました。一つは冷水病対策のことでございますが、そちらの方はお願いいたします。

木實谷魚類安全室長 冷水病対策でございますけれども、冷水病対策につきましては現在、都道府県ですとか、農水省、養殖研、それから全国内水面漁業協同組合連合会も加えたアユ冷水病対策協議会を設置しております、その枠組みの中で対策、指導なり、研究に取り組んできているところでございます。

その中で、治療薬の開発などもやってまいりましたし、得られました知見を申し合せ事項という形で取りまとめておまして、それに従って各都道府県が内水面の漁業関係者を指導するという形で取り組んできているところでございます。

特に今年度につきましては、この申し合わせ事項、その後も知見が随分ふえてまいりましたので、現在、その改訂作業をやっております。さらに、その知見を踏まえて、実際の内水面で放流される方、さらには遊漁される方にもいろいろ協力していただかなければならないということで、普及のためのパンフレットを現在、作成しております。できれば、各県から遊漁関係の方にもできるだけ配布して、遊漁の際のアユの持ち込み等の注意事項について普及していきたいと思っています。

それから、試験研究の方では、以前からワクチン開発の要望が非常に強いわけでございます。これにつきましても、実用に耐えるようなものは出てきてないわけですが、各方面の協力をいただきまして、鋭意取り組んでいるところでございます。

そういった形で、遊漁者の方の協力も得ながら、できるだけ早くアユ冷水病を克服できるように、引き続き努力してまいりたいと思っております。

山下分科会長 ありがとうございます。

來田委員からもう一つ、沿岸で遊漁も成り立たないほどの資源の枯渇が見られるというお話でございましたが、重課長、お願いします。

重沿岸沖合課長 今、お話ありましたように、周辺の資源、沿岸資源が最近、非常に少なくなってきたということは、実際、漁業の方、遊漁者の方は肌で感じられていることだと思います。

当然のことながら、魚に遊漁用と漁業用があるわけではございませんので、そういう沿岸の資源を回復して、沿岸漁業の経営、漁獲、国民への魚の提供といったようなものを図ることが、まさに一緒に遊漁者の方々の対象としている周辺資源の再生ということにもそのままつながる内容だと思っております。

そういう観点で、先ほど菅原委員のお話もございましたような周辺のいろいろな藻場づくり等から始まったいろんな栽培漁業といったようなもの、それから、私ども水産庁が力を入れて進めてございます資源回復計画とか、周辺資源を回復させるためのいろいろな取り組みについて、さらに私どもとして、こういうものを進めて周辺資源を何とかして昔の豊かな形に戻していくことが、今、御提言ありましたようなことに対する私どものすべきことだと思っております。

さらに申し上げますれば、特に遊漁者の方々の御協力をいただくような形で、例えば神奈川県では放流事業等につきまして漁業者の方と遊漁者が一緒になっているいろいろなお話し合いされながら進めているような事例もございますので、そういう観点で遊漁の方たちの資源の回復に対して、いろいろ御協力、御尽力をいただければありがたいと考えております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

ほかにはどなたか……。

吉岡委員、お願いします。

吉岡特別委員 せっかくの機会でございますので、特に研究機関の方々いらっしゃいますので、お願いをいたしたいと思うんでございます。

エチゼンクラゲの問題でございます。いろいろと資源回復計画だとか、盛んにそういうことを推進なさっておるわけでございますが、昨年の10月から12月にかけて、山陰北陸のクラゲにつきましては恐るべき数量だったと我々は想像いたしておるわけでございます。

その中で、いつこのクラゲがなくなるんだと、死んでしまうんだということを盛んに、いろんな方面にお尋ねしますけれども、水温が下がれば死んでしまうというふうな切ない返事がいろいろと返ってきておったわけでございますが、いまだにクラゲは随分と生存いたしております。

特に、私は底びき漁業を数十年行っておるわけでございますが、これだけエチゼンクラゲが入って、操業を見合わせた時期もございます。中型船、小型船につきましては、少し危険だからやめておこうかということで操業をストップさせた時期もございました。あるいは、かにの時期におきまして、随分と多くて、最近は特にまつばがににおきまして、活魚でなかったら金にならないという時代になっておるわけでございますが、クラゲの入る漁場につきましては、すぐかにが死んでしまう。付加価値が非常に落ちておるのも事実でございます。

その中で、エチゼンクラゲがどういう場合に、どういうことで発生するのか、どういう時期になれば、どういう水温になれば、それが消滅するとか、県を通じても結構でございますので、的確な指導と情報を入れていただきたい。これを特に御要望申し上げておきたいと思うわけでございます。

山下分科会長 研究指導課長。

井貫研究指導課長 エチゼンクラゲにつきましては、昨年、一昨年と2年続いて大量出現したということで、とにかく、まず調査研究を何とかしようということで、昨年、今年度ですけれども、緊急調査を各県の協力を得ながら実施しているところでございます。

16年度に入りますと、別途、大型のプロジェクト研究を組みまして、各県の水試の方の協力を得ながら、さらに詳しい生態はどうか、発生の予測ができないのか、漁具等のクラゲを回避する技術開発ができないか、場合によっては食用加工等、コラーゲンを抽出するといった利用ができないかといった研究を進めることとしております。

日本だけではなく、韓国、中国におきましてもエチゼンクラゲによる被害があるということで、昨年の日韓、日中の共同委員会の席上、一緒に考えませんかという提案をいたしまして、実は2月24日に横浜市の中央水産研究所の会議室におきまして、日中韓の3カ国の研究者が集まりまして、

大型クラゲに関する国際ワークショップをやることになっております。

この中で、3国間でどういう協力ができるのか、どういう情報交換ができるのかということを検討すると同時に、各県の皆さん、場合によっては業界の皆様にも広く韓国、中国の情報を得てもらおうということで、今のところ、15時から18時までの間はオープンの会議をやろうと、そういったことを仕組んでおります。

いずれにしても、クラゲそのものが1年ぐらいで寿命が尽きるんだとか、水温13度以下になれば死ぬと言われておりますが、その辺がまだ正確なものではないし、そもそもどの辺で発生しているのか、また発生の多寡を決める条件は何かといったところが、まだほとんどわかっていない状況でありますので、これからその辺、鋭意研究を進めながらという段階でございます。

それから、実際現場でも底びきのスリット方式とか、定置網のクラゲだけすくい出すような漁具とか、いろいろと考案がされているようでありますので、そういったものにつきまして、提案公募型の研究開発等で、企業なり県なりと一緒に組んでいただいて、そういう研究開発に支援ができるスキームもございますし、それから、どういう処理をするかといった方法が見つかれば、漁場清掃の事業とか処理事業等に乗せることができるということで、とりあえず、今は調査研究に力を入れているという段階でございます。

山下分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

小林委員。

小林委員 今、御論議されたように、エチゼンクラゲという名前も問題になっておりまして、公的な機関で、大型クラゲとか何か名前をつけていただいたらどうかと思うんです。

井貫研究指導課長 生物の種としては、和名がエチゼンクラゲとなっておりますので、これを変えるのは難しかりょうと思います。

ただ、今回、調査した中ではエチゼンクラゲによるものだけではなくて、ミズクラゲによるもの等もございますので、全般的な形で、大型クラゲで通用する場合にはすべて大型クラゲということで、今回のワークショップも大型クラゲに関するワークショップにしておりますし、プロジェクト研究の題名も大型クラゲということになっております。

そうすることによって、もし、ことしエチゼンクラゲが来なければ研究をやめてしまうのかということじゃなくて、他の大型クラゲで研究を続けるといったことを考えております。

いずれにしても、農水省、水産庁、水研、すべてできるだけ大型クラゲと呼ぼうということで統一しておりますので、御承知おき願います。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

きょうは予定していた諮問事項などが早く終わりましたので、残りの時間でいろいろと意見交換ができたのではないかと。それから、たくさんの方が漁業にあるということも認識を共有できたのではないかと考えております。

もし、これでほかに委員の皆さんから御意見ございませでしたら、事務局から何かございましたらお願いいたします。

五十嵐漁政課長 御審議ありがとうございました。

次回の資源管理分科会でございますが、遠洋底びき網漁業及び中型さけ・ます流し網漁業の公示について、その他の案件を議題といたしまして、4月上旬ごろをめぐりに開催させていただきたいと思っております。

また、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

山下分科会長 次回は4月の下旬だということです。

以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

答 申 書

15水審第30号
平成16年1月30日

農林水産大臣 亀井 善之 殿

議会

水産政策審

会 長

小野 征 一 郎

平成16年1月30日(金)に開催された水産政策審議会第14回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第53号 平成16年度の溯河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

諮問第54号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第55号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について

諮問第56号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について